




事務局長	事務局	作成者	起案日 2年/2月/14日
			決裁日 2年/2月/24日

農業委員会令和2年11月総会

開催日時 令和2年11月20日 午後1時29分～
 開催場所 6階教育委員会会議室
 出席委員 ①西口 誠一 ②石田 卓三 ③大倉 利文
 ④大西 庄治 ⑤木村 剛久 ⑥久保田 哲夫
 ⑦砂口 勝紀 ⑧辻本 卓郎 ⑨中東 郷美
 ⑩橋本 徹 ⑪山崎 勝彦 ⑫山田 哲三

事務局 阪本、松前、中道、角田

閉会時間 午後2時30分

西口会長 こんにちは。予定の時間よりちょっと早いですが、皆さん方おそろいですので、ただいまから守口市農業委員総会を開きたいと思えます。

昨日、一昨日あたりから、コロナ、冬コロナが猛威を振るっております。ということで、感染にならないように注意せないかんと思えます。人類は今までウイルスとずっと戦って、今まで生き延びてきたといったらちょっと大げさですけども、ずっといろんなウイルスと戦ってきたということでもあります。御承知の方も多いと思えますけども、分かっているだけでもウイルスは世界中に3万種類、3万種類ある。そのうち、哺乳類と鳥類にかかわるウイルスが650種ほどある、650です。大変・・・ですね、ということで、新聞あたりテレビでも言っています手洗いとマスクと換気が大事ですけども、余り言わないのは、やっぱり免疫力を増強せないかんということで、いろいろ考えていかないかんと思えます。これからは何を食べるかによって、自分の命は自分で守るということを考えていかなあかん。ということで、これからは、その免疫力を強くするためにどうすべやということ、皆さん方それぞれお考えいただきたいと思えます。

今回は、農業委員会事務局が段取りいただきました都市農地の対策

の円滑化に関する法律と改正生産緑地法、この資料を頂戴いたしました。その中で、今まで新聞紙上でもよく言われています2022年問題というのがよく言われております。ここにも書いております、6ページをごらんになっていただきたい、6ページ。そこに2022年問題を集約して書いております、読ませていただきます。

ポイントその5ですね、特定生産緑地制度が創設されました。2022年には約8割の生産緑地が、生産緑地地区に関する都市計画の告示後30年を経過しておると。30年経過するのが22年です。このたび、特定生産緑地制度が創設されましたということで、特定生産緑地として指定されれば、相続税の納税猶予の新規適用が可能となります。固定資産税として計画税は農地並み課税となりますということで、10年ごとに特定生産緑地が延長されますということです。その下にも赤字で書いています、生産緑地地区の都市計画の告示から30年経過するまでに指定が完了されなければ特定生産緑地となれませんので御注意くださいということで、22年までに生産緑地にされていた方、続けてされる場合は、特定生産緑地になりまっせと、ちゃんと自分で手をあげてもらわなあかんという、その辺を特段、また農業委員の皆さん方、地元の農家の人からいろいろ相談あるかと思っておりますので、ぜひ相談役になっていただけるとありがたいなと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから11月の農業委員会を開会いたします。いつも言っておりますけども、憲章の綱領は、また皆さん方、別段お読みいただければありがたいと思っております。

それでは、本日の欠席委員の報告を、事務局、お願いいたします。

事務局 御報告申し上げます。本日欠席委員は、田中委員と辻本恵美子委員でございます。したがいまして、本日は12名の出席でございます。以上、報告を終わります。

西口会長 ありがとうございました。定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

本日の署名委員は、中東委員と橋本委員でございます、よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

1の報告(1)の農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは事務局より説明させていただきます。

令和2年10月29日に、XXXXXXXXXXさんより、農地転用の届出がございました。

土地の所在地は、藤田町XXXXXXXXXX、面積がXXXXXX㎡、地目はXXXXXXです。現況は、宅地となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあることから、「農地法関係事務処理に係る処理基準」第6号の3(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ございません。

なお、11月10日に、西口会長、田中会長職務代理者、地区担当委員の久保田委員、申請者立会人である樋上登記測量事務所XXXXXXXXXX様、そして事務局立ち会いのもと、現地確認を行い、今後何かあった場合には、申出人で対処するという理由書の提出をいただいております。

以上です。

西口会長 ありがとうございます。皆さん方から御意見、質問を頂戴する前に、地元委員であります久保田委員から御意見を頂戴したいと思います。

久保田委員 今、報告されたとおりの内容ですけれど、当日、立ち会いに初めて行かせてもらいまして、XXXXXX㎡の小さな土地で、XXXXXXの地目のところが、現況、宅地になっていた場所ということでした。

一緒に行かせてもらいました測量事務所の方のお話では、この場所と同じような内容の土地が数箇所残っていて、申請を受けることになるだろうと、そのようにおっしゃっていました。また、注意して対応していきたいと思います。

以上です。

西口会長 ありがとうございます。私も現場、確認させていただきました。周辺には農地がありませんので、余り農地に影響はないと思いますので、その辺も皆さん方、御理解いただけるとありがたいです。

この件について、何か質問ないし御意見あれば頂戴したいと思います。

ないようでございますので、次に進ませていただきます。

砂口委員 会長専決処分で決定されたということで、この案件は成立しているというふうに思うんですけども、これは委員会の審議事項じゃないんでしょうか。ちょっと教えてほしいんですけど。

事務局 農地転用について報告書にも会長の専決というようになっているんですけども、市街化区域内の農地転用の届出については、許可が不要という形になっておりますので、総会においての審議対象とはならず、守口市につきましては毎月10日に農業委員会会長と職務代理人、あと地域の農業委員さんと事務局で現地確認を行っているんですけども、そういうことにつきまして、平成20年に全国の農業委員会職員協議会でのQ&Aにも出てきたんですけども、課題、問題点と。やはり、許可不要ということで、現地は確認するんですけども、具体的な対応方法としては現地確認をして受理をするというような報告になっておる次第でございます。

砂口委員 例えば、審議する案件というのは、どんなものなんでしょうか。

事務局 そうですね、審議するという場合につきましては、届出に係る農地の利用関係について紛争が生じている場合とか、届出の農地転用に伴い周辺農業者の業務上の土地利用に悪影響を及ぼす紛争の生ずる恐れがある場合、あとそれに準ずるようなケースの場合であれば、審議にかけるといっているんですけども。

砂口委員 そうすると、地目変更というのは、別段、審議事項ではなしに、届出を受けたら受理して、事務的に許可するというもんですか。

事務局 そうですね、許可というのが市街化区域内の農地転用に関しては、市の農業委員会が許可というよりかは、許可というか受理するようになっていまして、許可を出すという形ではないと。

砂口委員 受理したら、それで成立という意味ですか。

事務局 そういうことですね。

砂口委員 何でこんなことを聞くかと言ったらね、以前に地目変更の申請をしたときに、次回の農業委員会に諮って決定をいたしますというね、農業委員会からの回答があって、少し待った記憶があるんでね。それで、何が違うのかなと、地目変更なのに何が違うのかなと。ということは、法が変わったということですか。

事務局 そうですね、はい。

砂口委員 いつ、変わったんですか。

事務局 昭和45年の以前は、許可制で。

砂口委員 いや、昔・・・申請させてもらったと思うねんけどな。私、45年時分じゃないと思いますわ。私は、多分50何年ぐらいに、地目変更の申請をさせていただいたときに、そのようにお答えになって、そして農業委員会からの許可をいただいた覚えがあるんですけど、それとこれとはどう違うんでしょう。

事務局 そうですね、守口市の農業委員会の総会の、昭和57年の9月の総会で、農地転用届出事務の決裁に関する規定をつくられておりまして、その中において、届出がなされた場合は会長の専決をするというような規定を定められておりますので。そこで正式に、昭和57年のときに正式に、もう会長専決という感じになった・・・

砂口委員 そういうふうになったんですね。そうすると、地目変更については、現況確認されただけで、もう受理されたらオーケーだということに理解していいわけですか。

事務局 ああ、そうですね。

砂口委員 分かりました。でも、具体の審議にかかるような、例えば例なんかありました。

事務局 過去、前期の3年任期のときの会議では出てきておりません。審議するような案件は。

砂口委員 そうなのは、ないんですか。

事務局 なかったです。

砂口委員 分かりました。

西口会長 これで砂口さん、いいですかね。了解いただけましたか、ありがとうございます。ほかに何か御意見あったら頂戴したいと思いますけど。

石田委員 関連やけどもね、農業委員会の中でね、今、この申請がありましたと、それで無断転用をやっている分がほとんどですよんか。それはね、市民の方というか、土地所有者の方に地目変更するなり用途を変える場合はね、市に届けてください、届出をしてくださいというのをね、周知というのかな、広報等で、市民に何かお知らせしてはります。僕、守口広報を見ている中では、そういう啓発活動というのかな、市民に周知するようなことをやっておられるのは、僕は記憶がないんやけどね。

今回、これ、いつ無断転用しはったかというのはちょっと、日にちは書いていなかったんやけども、結構多いですよん、これ、無断転用で。それで、何か建物を建てる時、あるいは増改築するときに、そういうのが必要やから、こういうのが多分出てくるんかなと思うんやけどね、何かのきっかけでやらざるを得ないから出てくる。で、無断転用が分かる。で、今後一切、こういうことはしませんということですよん。

そやけど、届出しはったら受理しなあかんからね、届出を必ずしてくださいという周知徹底をされたらね、今後、こういう事務がなくなっていくわけですよんか、そうでしょう。そやから、そういうことを事務局としても、市民の方に周知されるのがいいん違うかなと思いますけど。

事務局 一応、農業だよりのほうにはですね、昨年度、転用についての周知は記載しております。

石田委員 してはるの。そうか、それはあれか、農家に渡している分やろ。180軒か何ほかに配布しますというところやろ。そしたら、ごめん、ちょっと分からへんねんけどな、180何軒の農家を対象に渡しているねんけどな、農地転用の用途変更とか、そういう申請をせなあかん人は、農家だけか、ほんなら。183軒だけか。

事務局 それだけではなくて、この182軒というのは、農家、要はちゃんと育てていますよという人数なので、この農業だよりだけでは、その無断転用の部分というのは、対応し切れていないところがあるので。

石田委員 そういうこっちな。そやから、農業委員会だより、農業委員会だより言うんか、これ。農業委員会だよりだけでも、それは当然、農家の人やから、農地を持ってはる人が出てくるんやけどな、それ以

外の183軒以外のそういうことを必要とする人がいてるわけやろう。届出をせないかん人が。

事務局 それは。

石田委員 ということは、農業委員会だよりだけではあかんわけやんか。そやろ。そやから、広報等でな、やっぱりそういうのを周知したほうがいいん違いますかと、僕は思うんですけども。

事務局 ……というのは、市民の全ての方に対してになりますので、これは全ての方対象ではないと思いますので。

石田委員 そやけど、全ての人じゃないのは分かるけどな、ほなその対象者が誰かというのは、事務局でつかめるんか。183人以上にな、そういう人が必要かどうかというのはつかめるのか、事務局で。

事務局 それはつかめないと。

石田委員 つかめへんかったら、広報で言わな、どないして周知するねんな。つかめるんやったら、あなたが言うとおりの、つかんだ人だけに啓発したらええのやけど。そやけど、183人以外の…誰か分からへんわけやろう、事務局としては。

事務局 そうですね、実際、もう農家ではなくなって、…届出されていない方については石田委員がおっしゃるように、手元にそういう。

石田委員 ごめんごめん、過去にな、無断転用やっている人は、もうしゃあないやんけ、今さら。これからの、これからの人を、僕は言っているねんで、周知するというのは。今までの人、何かある。

事務局 今、石田委員がおっしゃっていただいたとおりの、これから例えば、今、農地を持ってはって、農地転用を、例えば農地を農地じゃなくすときに、農地転用が必要になると思うんですが、その際の手続をしなければいけないという対象の人は、その182軒の中に入っはいます。

石田委員 入っているのか。ほんなら、今言っているようにする必要ないわけやな、農業委員会だより以外に周知する必要はないわけやな。

事務局 もし、その外となると、例えば無断転用の人にも周知をしなければいけないんですけど。

石田委員 いや、もう過去にな、無断転用やっている人は、もうええがな、そんなん。もう周知してもしゃあないやん。これからの人を僕、言うているのや。183軒でみんな、網羅されるのか。

事務局 それであれば、網羅されています。

石田委員 そうか、ほな、それでオーケーです。済みません、分かりました、ありがとうございます。

西口会長 ありがとうございます。それでは、次に移らせていただいていいですかね。

それでは、報告事項に移らせていただきます。(1)の農業委員会だよりについて、事務局より説明を求めます。

事務局 それでは報告させていただきます。

報告事項(1)農業委員会だよりについてでございますが、今年度のこれまでの活動や守口市の農業に係ることを市内農家の方々に知っていただけるよう、内容について、10月の総会終了後に検討委員会を開催し、また11月12日の農地重点パトロール後の意見交換会の後において、各委員さんから御意見をいただき、作成しましたので、本日配布させていただきます。先日お伝えさせていただきましたが、大変御足労をおかけいたしますが、担当地区の農家さんの方々に配布させていただきますよう、よろしく申し上げます。

また、こちらの表なんですけど、網かけさせていただいている方につきましては、今年度4月に営農計画書を送らせていただいたときに返送がなかった方になっています。

また、市内各公共施設やJAさんには、事務局より御依頼させていただき、配架をさせていただく予定でございます。

報告事項(2)の農産物品評会についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度の市主催のイベントについては中止や延期、また最近の行事等は、規模を縮小し、感染拡大防止策をとった上での開催となっており、農産物品評会につきましては、開催する場合は早い段階で各農家さんに周知する必要がありましたため、開催の可否を判断する時点では、市主催のイベント

については中止するという事になっておりましたことから、今年度の農産物品評会は中止の判断に至った旨を報告させていただきます。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。以上、報告事項(1) 農業委員会だよりについて、(2) 農産物品評会の中止について、何か御意見、御質問がありましたら、お受けしたいと思いますが。

中東委員 農業委員会だよりができたなら、1枚いただきたいなと思ったんですけど。私たちが、大倉さんも多分、ないと思うんです。

事務局 青色の紙・・・なかったですか。

事務局 済みません、申しわけないです。

男性委員 ちょっとよろしいですか。今の配布先のリストの中で、網がけは、その返事がなかったということですけども、その先に対しては、どういうふうに、そのまま。後、何も特にしない。

事務局 しなくて、していませんので、こちらとしては。例えば、配布されて、明らかに、その網かけがあった人の名前と表札が合わないということであれば、ポストインはしていただく必要はございませんので。

男性委員 いや、いらっしゃるんやけども、何でなかったんかなというような、後で確認というか、そんなのは。まだですよとか、そういうのも特にされないわけですか。

事務局 一応、催促のほうはさせてもらっているんですけども、それでもちょっと返送がなかった場合は、無理に教えていただくようなことはしていないので。もう、1回は催促はさせてもらっています。

男性委員 特に返事ない先でも、これ、また次回のときは、同じリストで。

事務局 そうですね、営農計画書も送らせてもらって。

男性委員 送るし、営農計画書も両方とも送られるということですね。

男性委員 網かけの方は6人ですけども、余分にいただいているのは余裕分と
いうことですか。

事務局 そうですね、一応、余裕を持たせて、入れさせてもらっています。

男性委員 分かりました。

西口会長 ほかにございませんか。それでは、その他の案件に移らせていただき
ます。いいですかね。

守口大根の収穫日について、令和2年の12月10日、木曜日、9
時30分ということで、事務局、説明お願いいたします。

事務局 済みません、守口大根の収穫日につきましては、10月の総会にお
いて、守口都市農業研究会の会長でもおられる木村委員より説明が
ございましたとおり、令和2年12月10日、木曜日の午前9時3
0分から、庭窪圃場で行いますので、現時点で、もし出席いただけ
る委員さんがおられるのであれば、今日の帰りでも言うておいてい
ただければ、こちらのほうで人数と、駐車場とかの把握できますの
で、よろしくお願いいたします。

それと、もう1点、先ほど改正生産緑地法の冊子のほうをお配りさ
せていただいて、会長のほうからも読んでいただいたんですけども、
このことに関しまして、都市計画課のほうにも、委員さんのほうで
こういう議論がされているということでお伝えさせていただきました。
やっぱり5号の案件とかいろいろな部分もありますから、直接
聞いてもらって全然大丈夫ということも受けておりますので、よろ
しくお願いいたします。

以上でございます。

木村委員 済みません、守口大根の収穫ですけども、また皆さん、御協力よ
ろしくお願いいたします。

西口会長 ほか、何か御意見あったら頂戴したいと思いますが。

砂口委員 ちょっとこれ、資料ね、農地情報の資料をつけていただいています
けどね、ちょっとお尋ねしてもよろしいか。この生産緑地の生産緑
地地区の農家数が31年と令和2年度で増えてあるけど、農地が減
るのは分かりますわな・・・というようなことであがっていました

から分かりますけど、これ、増えたというのは、これ、どういうことですか。

事務局 一応、都市交通計画課のほうに確認させていただきましたところ、この30年度のこの数字から令和2年度の数字になる間に、生産緑地の台帳をきれいに整理されたということをお聞きしております、平成31年度の段階のほうがかなり古い情報になっております、それをきれいに整理したものが令和2年度の、この56.977haというふうにお聞きしていますので、精度が上がったということで、令和2年度のほうがかなり正しくなっている情報であるということをお聞きしております。

砂口委員 面積はそれで分かるけど、農家の数が増えているのは何でかなって。

事務局 農家の数が増えたという。

砂口委員 農家数が54から56になっているでしょう、これは何で。新たに増えるというのは何かあったんかな。

男性委員 もともと54が間違えてたんちゃうんか。

事務局 整理されたときに、例えば農家数のリストに入っていなかったということが考えられるのと、例えば、実際、整理したときに、同じ面積でも別々の、何と言うんですかね、農家数としては増えているけど面積としては減っているというパターンも考えられることは考えられるんですが、一応、都市交通。

男性委員 ちょっと苦しいんちゃう。

事務局 済みません、砂口委員おっしゃっているとおりなんですけど、先ほど担当のほうから説明させていただいたとおり、都市計画のほうで台帳整理行ったんですけど、ここに農家数が書いているんですけど、生産緑地はこれ、地区数らしくて。

砂口委員 地区。

事務局 ですので、農家1人もあれば、その1団で、その区域で登録しているところもありますので、人数的にはちょっと誤差が出てくるよう

な話は伺っております。ですので、今、これ、委員さんだけにお渡しさせてもらっていますけど、令和2年度の数字が正しいということ御理解いただけたらと思います。

砂口委員 ということは、以前のやつは。

男性委員 ええかげんやった。

砂口委員 ということですよ。

事務局 うち、数字を頂戴しているんで、はっきりとはこれ、申し上げにくいですが、前回おっしゃっていただいたとおり、・・・古いのを出してもらったんですけども、うちのほうもこれ、農家数ちょっとおかしいなと思って、聞いたところ、台帳整理を行ったのでということでお話を聞いておるんですが。

砂口委員 ・・・前回の農業委員会でね生産緑地についての・・・質問等も出たと思うんですけど、主たる農作者というところでね、話になったと思うんです。そのときに、確か主たる農作者の定義は何でしょうねという話をしたと思うんですけど、そのお答えはいただけるんですかね。

あのときに確か、誰がつくるんだとか、誰々に言うたとか、そんな話も出ていて、主たる耕作者とは何ですもんという、それがはっきりしていないじゃないかということ。だから、その定義をお願いしますということ、最後締めくくられたんじゃないかなと思うんですが、その辺について、ちょっと教えていただきたいんですが。

石田委員 それ、僕もちょっと前回のときにお伺いした件やねんけど、事務局のほうで、どう言うんかな、これ、都市計画のほうか、生産緑地とかそういうのは、都市計画のほうで決定するねんな、これ。

事務局 もう生産緑地に関しては、完全に都市計画ですね。

石田委員 そうやな、都市計画やな。ほな、都市計画のほうでしか、僕が言ったのはね、主たる耕作者が耕作していたら生産緑地になるということやねんけどな、主たる耕作者は誰やねんということになったら、事務局のほうでは、それは分からへんわな。都市計画のほうやんな、要は。

事務局 そうですね、都市計画のほうに聞いても、生産緑地である限り、やっているという認識しかないらしいんですね。

石田委員 いやいや、だからな、そこが僕はおかしいよと言うたわけや、そうやろ。都市計画は、誰が耕作していてもな、今までと同じように畑なり、こういうのをやってはったらな、それは生産緑地として認定しますと言いやるからな、それはおかしいんちゃうかと僕は言うたわけや、そうやろ。

そやから、その農地を管理している人がな、主たる所有者であつたらいいねんけどな、人に貸しました、何をどう管理しているとか関係ないねんと、お金をもらっている、もろてへんも関係なしにな、主たる管理をやってはる人は、その借りた人がもう管理しているねんということになったら、それは主たる耕作者じゃないから、それは農地として認められへんの違うかと、僕は言っているわけ。そやから、主たる耕作者とはどういう人ですかというのを、砂口委員が前回も言いはったわけや。それをちゃんとしといたほうがいいん違うかと。

だから、今日いただいたこの都市農地賃貸借のな、円滑化に関する法律ってあるやんか。これはな、確かに読んだらそのとおりやねんけどな、根本がな、理解できてへんかったら何の意味もないねん、これ。根本は何やねんって・・・主たる従事者が今までどおりなんか、この法律が変わってからな、賃貸したらオーケーなのか。賃貸した人が任せてるねん、お金もらう、もらわへんにかかわらず。都市計画が言っているようにな、今までと同じように農地として維持されていたら、それは特定農地であろうと、生産緑地・・・認めますという話をこないだしてはったからな。それはちょっと違うんと違うかと。

そやから、その辺な、ちゃんと統一しとかんとな、これをもってな各農業委員が、この書いてあることをな、そのまま理解して、失礼な言い方になっているかも分からへんけどな、もう分からへんわけや、僕も分からへん。そやからな、そういう生産緑地とかな、22年以降の生産緑地とかな、特定農地か、それから今現在の、それまでに生産緑地として申請しとかな22年以降申請できへんわけやん、あれ。ほな、そのためには、どういう資格が必要なのかというのをな、きっちり詰めとけはんかったらや、この文章いただいてな、僕はこれを見てやったらな、ああ、ほんなら誰に貸してもええのやと。勝手にやっといってくれたら、それで生産緑地になるねんというふう

に解釈、僕はしてしまうやん、これ、見たらな。そやけど、それはおかしいんちゃうかと僕は思っているわけ。

そやから、今砂口委員聞いてはるようにな、主たる耕作者って誰やねん、その辺をな、今、ここで結論なんか出えへんと思うし、答えも出えへんと思うけどな、都市計画の職員ともや、十分詰めてや。農業委員会の中で、こんなん論議する話かどうか、僕、分からへんけどな、農業委員会終わってからでもいいやんか。都市計画の人とな、意見交換しながらや、これの法律のな、趣旨を、みんなが共有して理解したら、それでええやん。今、主たる従事者誰やって、答えられへんやろう、そなん。答えられへんと思うわ、そなん。決定権者、あなたたち、違うねん。

木村委員 済みません、今、これ、今日いただいたやつの中の4ページの生産緑地制度の仕組みというところで、・・・主たる従事者には以下の者を含むって書いてあるねんけど、これプラス、これ以外に何かあるの。これがその、今言われている主たる従事者というものに当たるのか、どうなんでしょう。

事務局 この書き方やと、これが全てなんでしょうね。者を含む。

木村委員 従来プラス、こないだ改正されたところで、追加をされているということだとは思いますが。

事務局 そうですね、この2ページに主たる従事者、自分でみずからやっている人は当然、主たる従事者になると思うんですけども、2ページの所有者が一定の役割を果たせばというのが、今、木村委員がおっしゃった、この以下の者を含むやから、おのずからやっている人と、この書かれている人で全てかなというふうには解釈はしているんですけども。

木村委員 例えば、その上の図を見ると、農業委員会は、例えば相続、亡くなられて相続されるときに、その相続人の方に証明書を発行するということで、それを真偽とるということですか、農業委員会の役割として。何かそういうこともするんですか、これを見ていると、そうなんかなというふうに思ったんで、ちょっと質問させていただきました。

西口会長 答えにならんかも分かんんですけど、主たる従事者、それも原則の

1つやと思います。ただ、今、最近出てきた、東京あたりの練馬方式といいますか、体験農園という話。主たる農業者というのは、それに参加している人が主たる従事者というような形。それで、守口の場合でも、マイファームという八雲地区にあるんですかね、多分・・・に認められているのと違う。この農業委員会にはかかっていないんです。で、農業会議のほうで、それがかかって・・・になっている。一時はそれで、農地は農家、主たる従事者がするの、当たり前やと。まして、相続農地になったら、自作が大原則です。それで、そのマイファームというの、体験農園、八雲地区に2カ所あるんです。それ、問題やなと言ったら、上のほうというか大阪農業会議で、もうオーケーになった。それで、ここではもう審議せえへん。そやから、主たる従事者というのは、体験農園とか貸し農園とか、そんな形になってきたら、従事者がばらばらになると思います。体験に参加する人が主たる従事者みたいになってくるん違うかな。

木村委員 それが、この改正後のプラスから下ということですよ。そういうことですよ。

事務局 今回の貸借しても1割。

木村委員 1割以上従事したということやからというので、解釈されていると。

西口会長 私も勉強しますけども、事務局でも、もう一度、農業会議あたり問い合わせやっただいて。石田委員がおっしゃっている主たる従事者のその辺の回答は、できたらしたいなと思っています。

男性委員 今回の件は、会長が言われたマイファームも、私のところの家の近くですけども、それ、ちょうどできたのが、私が前々回るとき、農業委員をしているときにできたんやと思いますわ。マイファーム自体は日本全国にあちこちありますけども、ただ、ああいうあれじゃなしに、あそこの、大日のバーの上にも小さな、あれもマイファームやっておられる、あれは農地じゃないんで、あれですけど。その辺、ちょっと事務局のほうと会長のほうで、今、両委員言われたことで、疑問いになっていること、ここにも書いてあるんですけども、それのもとになる主たる従事者というのは、この生産緑地法の施行規則第3条にあるということになっていますんで、そのところから従来と改正後ということ、ある程度、ちょっとまとめていただいて、また次回、報告いただけたらありがたいなと思いますけど。事前にま

とめていただいて。会長と・・・でもいいですから。

事務局 一応、告示された議案以外は審議することができないということになっておりますので、この生産緑地の話になりますと、また総会ではなく、委員さんの勉強会という形で改めてしてもらったほうがいいかなと思います。一応、これ、議事録として録音されていますので、委員の中で、この話が出ているのは、また違うこととなりますので。

西口会長 特定生産緑地の説明会、事務局のほう、他市の状況を聞かせていただいたら、具体的にいうと枚方あたりは、特定生産緑地の説明会は特段していないという話のようです。また、他市の状況も、またこちらから事務局から、またほかにも調べていただきますけども、都市計画交通課というんですかね、別段予定はしておりませんという。そやけど、私のほうは、また都市計画審議会がありますんで、特定生産緑地の説明会は2022年までにぜひ、説明会をやっていただきたいという希望は、この26日に都市計画審議会がありますんで、お願いをさせていただこうかなと思っています。

特段、・・・特定生産緑地について、皆さん方、御意見ありませんかね。そら、こないせえや、あないせえやというような御意見あったら、頂戴できるとありがたいです。

石田委員 前回、柏原市で研修会ございましたやんか。そのときに、あれ、東京から来てくれてはるんかな、講師の人。そのときに、特定農地に申請しておくことが節税の第一歩ですというお話があったと思うんです。それは節税の第一歩やから、必ずしたらいいと思うんやけど、何回も同じお話になってしまうんやけども、特定農地として申請したら、あと何の義務も生じない、義務というのかな、責務が生じないのやったら、それで問題ないと思うねんけど、特定農地に申請しました、それで10年間、農地課税、相続税も・・・ますわ。その10年間、どのような管理をしたら適用が受けられるのか。あるいは、どんな管理でも構わへんねん、人にその土地を貸してもいいし、どうしても構わへんねんと。そういうところのね、どういふのかな、知識というか、ちょっと分からんところが、僕だけかも分からへんけどね、その分からんところがいろいろあるわけですよ。そやから、そういうね、勉強会を農業委員として、やっぱりそれは知っておくべきことやと思うんでね。そういう勉強会は、ぜひ開催していただきたいと。それは委員会の中で開催するか、委員会とは別個に開催

するかというのは別の話なんですけど、ぜひとも開催していただいて、特定農地としての責務が、どういう責務があるのかわからないのか、その辺は教えていただく必要、知っておく必要があるのかなと。それが今後の守口市の都市農地をどうしていくかということに結びついていくんやから、農業委員会として、それは絶対知っておくべきだと、僕は思います。

西口会長 ほかの委員さん、どうですか。そういう研修会。

山田委員 研修会というより説明会みたいなのはありましたよね。

西口会長 説明会ですか。

山田委員 前、ありましたよね。

男性委員 去年かおととしかありましたね、ここで、市役所で。

山田委員 我々が1回受けて、その後、対象を広げてあったと。それ、繰り返さなあかんのか分からんですけど。

石田委員 前回って、私もそれ、ぜひ参加したかったんですけども、ちょっとそのときに所用があって、どうしても参加できへんで、資料だけはいただいたんですけどね。肝心の自分が思っているところの疑問は、その書類では分からへんかった、それはね。前回、どんな講習というか研修会をされたか、説明会をされたか、僕は分かりませんが、それは市民対象で多分、やっておられましたよね、あれ、多分ね。で、あれは都市計画が主催したの、あれ。2年前。確か、そうやんな。で、委員だけで、農業委員だけで、そういう説明会なり勉強会するほうが少人数で、ちょっとこういう質疑応答とかをやりながらやったほうが、より理解が深められるのでね。

山田委員 まず農業委員会で、府のほうから来ていただいて、説明を受けたんですよね、あのとき。

西口会長 ……下でやったときですか。

山田委員 ここじゃなしに、1階だったと思いますけど。

木村委員 前期は、その説明会をやったと思います。だから、それを受けられていない委員さんもほかにおるから。

山田委員 農業委員会で受けた上で、これはもっと広げなあかんのと違うかということで、都市計画のほうでやってもらったと。

石田委員 ほんなら、2回やっているわけ。

山田委員 我々としてはね。

石田委員 ああ、そうなんですか。それは農業委員会のメンバーさんで、一旦やって。

山田委員 まず1回聞いて。

石田委員 で、その後、市民対象に、農業委員ももちろん含めて。あ、それ、2回やっておられるんですか。

山田委員 そういう理解でいいですよ。

事務局 そうですね、1年か2年に1回、農業委員さんに対して、大阪府農業会議のほうから講師の方が来ていただいて、何かお題を決めて勉強会みたいなのはやりよるんですよ。

山田委員 だから、メンバー、今回変わっているの。随分多くの方が変わっているんで、もう一回やってもええかなとは思いますが、繰り返し。3年ごとに変わるんやから、3年ごとぐらいに1回あってもええんかもしれない。

石田委員 いや、これ、22年までには、絶対やっとなあかんと思うんですよ。22年、これ、最後でしょう。申請する締め切りが。

山田委員 守口市は23年、守口市の場合、1年ずれるんですよ。

砂口委員 もう締め切られたんじゃない。次の申請は締め切られたんでしよう、もう。まだですか。

事務局 特定生産緑地のほうですよ。

事務局 まだのはずですけど。

砂口委員 まだですか。

事務局 アンケートだけだったと思うんですけど、都市計画のほうから。

砂口委員 いや、地番書いて出したやつ、ありましたよ。継続か継続でないかというのが、書類が。

西口会長 砂口委員言われるように、都市計画からそれ、問い合わせみたいなのがありました。特定生産緑地にしますかどうかということで、私も特定生産緑地に丸を打って、返信したんですけども。何かそれが手あげになるのかどうか、それもはっきりしないんですよ。

砂口委員 それも含めて、やられて、次の手続になっていくものやと解釈していただんですけどね。

石田委員 それ、最近の話違うの。

西口会長 え、大分前。

石田委員 都市計画のあれ、僕、まだ。

事務局 最近。

石田委員 最近やね。

事務局 ……アンケートが、そのしっかりしたものかというのは聞いていないんですけども、それは送付したとは聞いています。2022年に向けてどうされるかというのは。

石田委員 ここ1、2カ月の間に来てるのちゃうかな。

事務局 ああ、そうですね、最近というのは聞いているんで。

砂口委員 え、1、2カ月。

男性委員 都市計画のほうから確か。

事務局 都市計画に確認しないと、生産緑地はもう、正直、変な話、・・・わけじゃないんですけども、どういうのを送っているかというのも、こっち、把握はちょっとしていない。

砂口委員 だから、アンケートというようなものは、私、記憶にないねんけどね。ただ、継続されますかというようなことで書類は来て、それを記入して出したという覚えはあるんですけど。

事務局 そういつのを送ったというのを聞きまして、それで、これの前に、こういうのをアンケートして、2022年問題について、都市計画のほうで、何かこういう説明会はあるんですかと・・・予定は全くしておりませんというのを聞いています。

砂口委員 ちょっと私の記憶では、7月の初めての、私、寄せていただいたときに、締め切りになりましたけども、集計は出ているんですかっていうお話をしたと思うんやけど、覚えていない。確か、そしたら、いや、また出たら説明しますって、あなた、お答えになったと思うんですわ。私、そういう記憶がある、覚えてない。だから、もうそのときには締め切られているはずなんですよ、7月にはね。確かそういうふうに記憶していますね。

石田委員 1カ月違って、7月かも分からんな。ちょっと僕も自信ないわ。僕の記憶では、ここ1、2カ月やとっていたんやけど、今言うてはる時期かも分からん。問い合わせという感じやったと思う、申請じゃないと思うねん。特定農地の申請書類じゃないと思う。何か調査やというような感じやった、都市計画課の。そやから、まだ出してない、僕は。

砂口会長 ということは、・・・調査とか、・・・あれば、新たに申請を、次の継続の申請を出さなければいけない時期というのはありますわな。それはいつなのか、一遍ちょっと都市計画に問い合わせただけですか。

事務局 確認します。

石田委員 これは・・・

砂口委員 そうしないと、ほかの人、委員さん・・・同様に・・・されている方は見過ごす可能性がありますわな。

事務局 では、また一度、その都市交通計画課のほうから、いつ、どのような書類を送っているのかということ、一度。

砂口委員 そうやね、一遍、その経過をちょっと。

事務局 確認させてもらいます。

砂口委員 確認してください。

西口会長 いいですかね。研修の話も私、思い出してきました、農業委員だけでやったのは農業会議の鈴木局長が来て、我々に生緑も含めて話を受けました。で、もう1つは、下の会議室で、それは農業会議の・・・、農協のほうも来てくれました。税理士も来ていただいて、税の話も一緒にやっていただきました。そやから、そのときは農家の皆さん全員に通知させていただいているやつやなど、私はそう理解しています。

そやから、その生緑に関するあれは、我々の研修と、下の大会議室の第2やったかな、そこであの会場いっぱいになっていましたね、の2回は確かに研修やらせてもらっています。研修というより、2回目の下のほうは、説明会。

砂口委員 説明会がありましたけど、その後、そしたら書類を送りますということの話で、・・・何も送ってこられなくて、どうなったんでしょうねという問い合わせをして、いや、担当者が全員変わってしまいましたと、そういう返事をいただいたことはあるんですが。ちょっと、そんなことがあったみたいですね。手遅れになることはないと思いますけど、できるだけ情報というのは早目にいただくほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

西口会長 ほかに意見がなければ、これぐらいで終わりたいなと思います。あと、私が耳が遠い関係かも分かりますけど、マスクで話がちょっと、こもってしまうんですね。それで、一部の方、マウスガードを・・・申しわけないけども、何かマウスガードでしゃべっていただいたら、より聞こえやすいのと違うかなと思って、その辺の感想はいかがで

ございますか。

男性委員 どっちでもいいん違うの。

西口会長 どっちでもよろしいですか。

事務局 マスクが基本、あれは形だけですわ。効果がやっぱり薄いって。やっぱりマスクが一番。

石田委員 今、何か新しいので、こう。

事務局 あれもあきまへんねん。

石田委員 あれもあかんの、顔全体をこうするやつ。何か東芝か、ホンダか、どっか。

事務局 シャープ。

石田委員 シャープがこう、何かやって、あれ、あかんの。

事務局 曇らへんやつね。

山田委員 あれは開いているから。

事務局 余りええことないんです、マスクが一番。

西口会長 要は・・・問題なんでね。

事務局 やっぱりマスクが一番・・・

石田委員 そうやろうな、すき間だらけやもんね。

西口会長 それじゃあ、従前どおりでマスクという形でさせていただきます。私、ちょっと耳遠い、何度も言いますが、できるだけ発言いただくときは、大きな声で、できるだけ私にも聞こえるようにいただいたら非常にありがたいです。耳がほんま、つんぼに近い状態なんで。

それでは、いろいろ御意見頂戴いたしまして、ありがとうございます

す。本日の総会はこれにて閉会したいと思います。ありがとうございました。

守口市農業委員 署名委員

中 東 郷 美
橋 本 徹